平成11年4月1日決裁

改正

平成17年3月29日決裁 平成19年3月30日決裁 平成21年3月31日決裁 平成24年3月29日 平成25年3月29日 平成25年7月12日 平成26年3月28日 平成29年3月31日

中津川市元気都市づくり支援事業費補助金交付要綱

令和2年3月31日

(総則)

第1条 市は、商店街等をはじめとする商業等の活性化を総合的に支援するため、予算の 範囲内で中津川市元気都市づくり支援事業費補助金を交付するものとし、その交付に関 しては、中津川市補助金交付規則(昭和36年中津川市規則第4号。以下「規則」とい う。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- **第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
  - (1) 商店街等活性化団体 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づく商店街振興組合、商店街の発展会及び地域の特性を生かした魅力ある商店街づくりを積極的に推進する団体であって、市長が適当と認めるものをいう。
  - (2) 中心市街地 中津川市中心市街地活性化基本計画に定める区域をいう。
  - (3) 空き店舗 商業用に使用されていた施設又は商業等の用途に使用しうる物件(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗内に所在する物件を除く。)をいう。
  - (4) 小規模企業者 中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条第5項に規定する事業者をいう。

(補助対象事業等)

- 第3条 補助対象事業、補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のと おりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市の他の補助金等の交付を受けている事業は、補助対象としないものとする。

(補助要件)

- **第4条** 空き店舗活用支援事業の交付を受けようとする補助事業者は、次の各号のいずれ にも該当する者でなければならない。
  - (1) 中津川市内に居住し、又は事業所の開設と同時に中津川市に転入する見込みがある小規模企業者であること。ただし、事業者が法人の場合は、この限りでない。

- (2) 当該借り上げた物件を事業所の開設から3年以上の期間にわたり自ら運営及び維持管理する見込みがある者であること。
- (3) 市内で営業する事業所から空き店舗へ移転したことにより、移転前の事業所を空き店舗にしない者であること。
- (4) 原則として、午前10時から午後5時までの間の3時間以上の営業を週4日以上行うものであること。
- (5) 過去にこの要綱による補助金(空き店舗等活用支援事業に限る)の交付を受けたことがないこと。
- (6) 市税の滞納がないこと。
- (7) 補助事業が完了した年度の翌年度以後3年間、中津川商工会議所又は中津川北商工会から経営指導を受けること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2号に規定する暴力団に関係する者でないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続をしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、中津川市元気都市づくり支援事業 費補助金交付申請書(第1号様式又は第1号様式の2)及びその添付書類を提出しなけ ればならない。
- 2 前項の申請書の提出期限は、市長が別に定める。 (補助金の交付決定及び通知)
- 第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、 適当と認めるときは補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。こ の場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件 を付すことができる。

(申請の取下げ)

- 第7条 補助事業者は、第5条の申請を取り下げることができる。この場合において、当該申請による前条の交付決定(以下「交付決定」という。)は、無かったものとみなす。 (事業内容の変更)
- 第8条 補助事業者が規則第5条の規定により市長の承認を受けようとする場合の申請書 及び報告をしようとする場合の報告書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする(装飾 街路灯維持管理支援事業を除く。)。
  - (1) 補助事業内容(経費の配分)変更承認申請書(第2号様式)
  - (2) 補助事業中止(廃止)承認申請書(第3号様式)
  - (3) 補助事業遅延等報告書(第4号様式)

(状況報告)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定のあった年度の9月30日現在において、補助 事業遂行状況報告書(第5号様式)を作成し、翌月20日までに市長に提出しなければな らない(空き店舗活用支援事業及び装飾街路灯維持管理支援事業を除く。)。 (実績報告)

- 第10条 補助事業者は事業が完了したときは、実績報告書(第6号様式)及びその添付書類を提出しなければならない(装飾街路灯維持管理支援事業を除く。)。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。) の日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。 (補助金の交付請求)
- 第11条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、その内容を審査し、補助 金の額を確定し、中津川市元気都市づくり支援事業費補助金確定通知書(第7号様式) により、補助事業者に通知するものとする。
- 第12条 補助事業者は事業が完了したときは、中津川市元気都市づくり支援事業補助金交付請求書(第8号様式又は第8号様式の2)を提出しなければならない。 (交付決定の取り消し)
- 第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条による決定の内容の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
  - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (3) 事業を承認なく変更し、又は中止したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その旨を中津川市 元気都市づくり支援事業費補助金交付決定取消通知書(第9号様式)により、補助事 業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、中津川市元気都市づくり支援事業費補助金返還命令通知書(第10号様式)により、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。 (事業所等の移転)
- 第15条 補助金の交付を受けた補助事業者が、事業完了後3年未満で市外へ転出した場合 又は事業所を市外に移転する場合には、補助金を全額返還しなければならない(空き 店舗活用支援事業に限る。)。

(財産の処分の制限)

- 第16条 補助事業者は、補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間内に処分しようとするときは、あらかじめ中津川市元気都市づくり支援事業費補助金財産処分承認申請書(第11号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による承認を受けた補助事業者が取得財産等を処分した場合において、当該補助事業者に収益が生じたときは、当該収入の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

(書類の整備及び保存)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、 補助事業の完了した年度の翌年度以後10年間保存しなければならない。 (書類の整備及び保存)

第18条 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、 補助事業者に対して帳簿書類その他の物件に関し説明を求め、又必要に応じて実地に て調査することができる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

**附** 則(平成17年3月29日決裁)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(中津川市商店街共同施設事業補助金交付要綱の廃止)

2 中津川市商店街共同施設事業補助金交付要綱(平成9年3月31日決裁)は、廃止する。

附 則(平成21年3月31日決裁)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月12日)

この要綱は、決裁の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年3月28日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

#### 別表 (第3条関係)

事業名	補助対象事業	補助事業者	補助対象経費	補助率	補助限度額
空き店	次の全ての	商店街等活性化	空き店舗等改修	補助対象経費	上限500千円
舗活用	要件を満たす	団体、地域活性	費(工事費、設	の1/2以内	
支援事	事業とする①	化を積極的に推	計費等)及び改		
業	事業を営もう	進する団体等の	修と併せて設置		
	とする個人、	推薦を受け、中	する事業用備品		
	法人その他の	津川商工会議所	購入費(市内に		
	団体が空き店	又は中津川北商	住所又は事業所		

		I			
	舗(住宅化し	工会の指導によ	を有する者(以		
	た物件を含	り経営計画を作	下「市内業者」		
	む。)を借り	成した中小事業	という。) に工		
	上げて出店す	者等	事を請け負わせ		
	る小売業、飲		る場合又は市内		
	食サービス業		業者から備品、		
	その他これら		資材等を調達す		
	に類する事業		る場合に限		
	(風俗営業等		る。)		
	の規制及び業				
	務の適正化等				
	に関する法律				
	(昭和23年法				
	律第122号)				
	に定める営業				
	を除く。)②				
	公序良俗に反				
	しない事業③				
	フランチャイ				
	ズ契約又はこ				
	れに類する契				
	約に基づかな				
	い事業				
中心市	にぎわい創	中心市街地に所	会場借上料、会	補助対象経費	上限2,000千円
街地に	出効果が見込	在する商店街等	場整備費、通信	の1/3以内	下限100千円
ぎわい	まれる新規に	活性化団体その	運搬費、消耗品	(ただし、国	
創出イ	行う事業であ	他市長が認める	費、機器借上	又は県の補助	
ベント	って、特に市	事業者	料、印刷製本	金がある場合	
開催等	が支援を必要		費、広告宣伝	は、その額を	
支援事	と認める事業		費、委託料、報	除いた額を対	
業			償費、旅費、会	象経費とし、	
			議費及び雑役務	次の全ての条	
			費(原則1年	件を満たす支	
			間。ただし、次	援の継続が必	
			の全ての条件を	要と認められ	
			満たし、支援の	るイベント等	
			継続が必要と認	については、	
			められるイベン	補助対象経費	
			ト等について	の1/2以内	

			は、継続的に支		
				①にぎわい創	
			①にぎわい創出	出効果が明確	
			効果が明確であ	であること。	
			ること。	②コスト削減	
			②コスト削減の	の努力が認め	
			努力が認められ	られること。	
			ること。	③自主財源確	
			③自主財源確保	保の努力が認	
			の努力が認めら	められるこ	
			れること。)	と。)	
まちな	中心市街地	中心市街地に所	会場借料、会場	補助対象経費	上限3,000千円
か誘客	活性化に寄与	在する商店街等	整備費、報償	の1/2以内	下限100千円
促進事	する国又は県	活性化団体その	費、旅費、会議	(ただし、国	
業	の補助金の交	他市長が認める	費、消耗品費、	又は県の補助	
	付が決定され	事業者	雜役務費、印刷	金の額を除い	
	た場合であっ		製本費、通信運	た額を対象経	
	て、まちなか		搬費、広告宣伝	費とする。)	
	への誘客促進		費、委託料、保		
	を図る事業		険料、使用料、		
			賃借料及び施設		
			整備費		
リニア	岐阜県商店	中心市街地に所	使用料及び賃借	補助対象経費	なし
を見据	街活性化支援	在する商店街等	料、通信運搬	の1/2以内	
えた市	事業費補助金	活性化団体その	費、消耗品費、		
街地活	の交付が決定	他市長が認める	印刷製本費、広		
性化事	された場合で	事業者	告宣伝費、委託		
業	あって、リニ		料、報償費、保		
	アを見据え		険料、旅費、会		
	て、市街地を		議費及び雑役務		
	将来に向けて		費		
	活性化させる				
	ため、効果が				
	認められる事				
	業				
装飾街	装飾街路灯	商店街等活性化	電灯料	年間支払額の	なし
路灯維	の設置又はア	団体その他市長		2/10	
持管理	ーチ型装飾街	が認める事業者			
支援事	路灯の設置を				

業	実施した発展		
	会等が維持管		
	理している装		
	飾街路灯又は		
	アーチ型装飾		
	街路灯で電灯		
	料の支払いが		
	当該発展会等		
	の経理を通じ		
	て処理されて		
	いる事業		

### 第1号様式(第5条関係)

年 月 日

中津川市長 様

申請者

年度中津川市元気都市づくり支援事業費補助金交付申請書

次のとおり標記補助金の交付を受けたいので、中津川市元気都市づくり支援事業費補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名
  - (中津川市元気都市づくり支援事業費補助金交付要綱の別表(第3条関係)による 事業名を記載すること)

円

- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額
  - (1) 補助事業に要する経費
  - (2) 補助金交付申請額 円
- 4 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分 (別紙 補助事業計画書のとおり)
- 5 補助事業完了予定期日 年 月 日

### 補助事業計画書

#### 事業内容

- 1 補助事業者の概要 (団体の名称、所在地、代表者、構成員数、成立年月日等)
- 2 事業の必要性及び効果
- 3 整備する施設・設備等の概要
  - (1) 施設・設備の名称
  - (2) 設置場所
  - (3) 構造等

造 階建 等)

- (4) 施設・設備等の内容及び建設(取得・改修)費( 施設 m² 千円等)
- (5) 建設等用地
  - ①敷地面積
  - ②確保の状況

(借地の場合:所有者、借地料、借地期間等)

(購入の場合:購入費、財源内訳、購入時期等)

- 4 申請書に添付すべき書類
  - (1) 補助事業者の構成員名簿
  - (2) 補助事業者が事業実施を議決した総会・理事会等の議事録の写し
  - (3) 補助事業者の定款又はこれに準ずるもの
  - (4) 事業計画書(事業のコンセプトがわかるもの)及び収支予算書
  - (5) 事業費内訳書(補助金申請額の算出根拠を明示すること)
  - (6) 事業計画図(位置図、見取図、設計の概要図)
  - (7) その他市長が必要と認める書類

## 5 経費の配分

(単位:円)

							,	+ 14.	1 -7
			負	担	区		分		
補助事業者	補助事業に要する経費	補助対象経費		額(補				備	考
			助金甲	請額)	負	担	額		
合 計									

中津川市長 様

申請者

所在地

商業団体名称及び代表者名

印

# 年度 中津川市元気都市づくり支援事業費補助金交付申請書 (装飾街路灯維持管理支援事業)

次のとおり標記補助金の交付を受けたいので、中津川市元気都市づくり支援事業費補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて申請します。

事業	名	
期	間	
事業	費	円
補助申請	額	円

### 添付書類

- 1 事業予算書
- 2 電気料金支払い明細書の写し(支払証明書)
- 3 街路灯設置図
- 4 その他

中津川市長 様

申請者

年度中津川市元気都市づくり支援事業費補助金に関する補助事業内容(経費の配分)変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記補助事業 の内容(経費配分)を下記のとおり変更したいので承認を申請します。

記

### 1 事業名

(中津川市元気都市づくり支援事業費補助金交付要綱第3条の規定による事業名を 記載すること)

2 変更の理由

(具体的に記載すること)

3 変更後の補助事業の内容及び経費の配分 (補助事業計画書に準じた内容を新旧対比して掲載すること)

中津川市長 様

申請者

年度中津川市元気都市づくり支援事業費補助金に関 する補助事業中止 (廃止) 承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記補助事業 を下記の理由により中止(廃止)したいので承認を申請します。

記

### 1 事業名

(中津川市元気都市づくり支援事業費補助金交付要綱第3条の規定による事業名を 記載すること)

- 2 中止(廃止)の理由 (具体的に記載すること)
- 3 中止の期間 (廃止の時期)

中津川市長 様

申請者

## 年度中津川市元気都市づくり支援事業費補助金に関 する補助事業遅延等報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記補助事業 について、下記のとおり事業が遅延するので報告します。

記

- 1 事業名
  - (中津川市元気都市づくり支援事業費補助金交付要綱第3条の規定による事業名を 記載すること)
- 2 事業の進捗状況
- 3 同上に要した経費
- 4 遅延の内容と理由
- 5 遅延に対する措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

(遅延の理由を立証する書類を添付すること)

中津川市長 様

申請者

## 年度中津川市元気都市づくり支援事業費補助金補助 事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記補助事業 の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

### 補助金交付状況

補助事業者	補助金交付決定		定	事業の進捗状	補助金の交付
州 切 爭 未 伯	通知年月日	通知	額	況	状況
合 計					

年	月	日

中津川市長 様

申請者印

### 年度中津川市元気都市づくり支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記補助事業 を完了しましたので、中津川市元気都市づくり支援事業費補助金交付要綱の規定に基づ き報告します。

記

- 1 補助事業に要した経費及び補助金の額
  - (1) 補助事業に要した経費 円
  - (2) 補助金の額 円
- 2 補助事業の実績

別紙のとおり

## 別紙

# 補助金支出表

事	業名	補助事業者	補助事業に要した経費	補助対象経費	負担区分 市負担額 補助事業者負担額
合	計				

第号年月日

樣

中津川市長 回

中津川市元気都市づくり支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した中津川市元気 都市づくり支援事業費補助金の交付額については、中津川市元気都市づくり支 援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、金 円に決定した ので通知します。 中津川市長 様

申請者印

年度中津川市元気都市づくり支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記補助事業 について、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 円

交付決定額

(既受領済額 円)

(今回請求額 円)

(残額 円)

中津川市長様

申請者 所在地

商業団体名称及び代表者名

囙

# 年度 中津川市元気都市づくり支援事業費補助金交付請求書 (装飾街路灯維持管理支援事業)

年 月 日付け中津川市補助指令第 号で補助金の交付 決定を受けた標記補助事業について、下記のとおり請求します。

補助金請求額	Д
11日 477 7171日 イル 11月	l J

# 【振込先口座】

金	融核	幾 関	名	
支	Γ	Ė	名	
口	座	種	類	普通 • 当座
П	座	番	号	
フ	IJ			
口	座	名	義	

第号年月日

様

中津川市長 回

中津川市元気都市づくり支援事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した中津川市元気 都市づくり支援事業費補助金については、中津川市元気都市づくり支援事業費 補助金交付要綱第13条第1項第 号の規定により、その(全部・一部)を取り 消すことにしたので、同条第2項の規定により通知します。

第号年月日

樣

中津川市長回

中津川市元気都市づくり支援事業費補助金返還命令通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した中津川市元気都市づくり支援事業費補助金の補助対象事業に係る交付額についは、中津川市元気都市づくり支援事業費補助金交付要綱第14条の規定により、金円の返還を命ずる。

中津川市長 様

住 所 事業者名 代表者名

**卿** 

中津川市元気都市づくり支援事業費補助金財産処分承認申請書

標記について、中津川市元気都市づくり支援事業費補助金交付要綱第16条第1項の規定により、下記のとおり財産処分の承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 処分する施設又は設備の名称
- 2 取得価格又は効用の増加価格
- 3 処分内容
- 4 処分する理由

- ※1 処分する施設又は設備の名称の欄には、処分する財産を具体的に記載すること。例えば、施設については、所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、設備については、申請時における具体的な用途を記載すること。
- ※2 処分内容の欄には、処分の種類(売却、賃貸等)、処分の相手方(買主、 借主等)、処分の対価(売却価格、賃貸料等)等を記載すること。